

福岡広域都市計画用途地域の変更（那珂川市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 113 ha 約 51 ha 約 164 ha	8/10 以下 6/10 以下	4/10 以下 4/10 以下	1.0m 1.5m	165 m ² 165 m ²	10m 10m	28.70 %
第二種低層 住居専用地域 小 計	約 60 ha 約 60 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	165 m ²	10m	10.43 %
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 59 ha 約 59 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.26 %
第一種住居 地域 小 計	約 220 ha 約 220 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	38.26 %
近隣商業地域 小 計	約 5 ha 約 10 ha 約 15 ha	30/10 以下 20/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	—	—	—	2.61 %
準工業地域 小 計	約 53 ha 約 53 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.22 %
準住居地域 小 計	約 3 ha 約 3 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.52 %
合 計	約 575 ha						100 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり